

消防機関への周知事項（イメージ）

I 障害者施設等の用途区分の考え方について

1 障害者施設の用途区分の判断

障害者支援施設、障害者の短期入所、共同生活介護は、障害支援区分（平成 26 年 3 月 31 日までは「障害程度区分」以下同じ。）4 以上の者が 8 割を超えることを目安とし、（6）項口として取り扱う旨を周知する。

2 共同生活援助のサテライト型住居の取扱い

共同生活援助のサテライト型住居については、本体住居（サテライト型住居以外の共同生活住居であって、サテライト型住居への支援機能を有するもの）との密接な連携を前提として、利用者がマンション等の一室に単身で居住する形態として、平成 26 年 4 月に創設されるものであるが、その入居形態は一般の共同住宅と変わらないことから、通常は、（5）項口として取扱われるものと考えられる。

今後、厚生労働省により対象者や施設形態等の具体的な運営基準が整備される予定であり、基準に則した消防法上の取扱いを周知する。

3 居宅生活訓練事業を行う居宅の取扱い

居宅生活訓練事業は、救護施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、居宅生活に移行可能な対象者のための訓練用住居（アパート、借家等）を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、施設に入所している被保護者がスムーズに居宅生活に移行し、継続して居宅において生活できるよう支援することを目的され、対象者も居宅において生活を送ることが可能であると認められる者であることから、各居宅の実態に応じて、入居形態が一般の共同住宅と変わらないものにあっては（5）項口として取扱うことが適当と考えられる旨を周知する。

4 福祉部局との連携等

施設の利用者の障害程度認定区分の有効期間が切れている、変更が多いなど、利用者の状況に疑義がある場合には、福祉部局と連携の上、施設関係者から利用者の状況に関する資料の提示を求める等、施設の状況を十分に把握し、用途を判断することを周知する。

5 上記 1～3 について、利用者の入れ替わり、障害程度区分の変更等が比較的短期間に繰り返されることにより消防法上の施設の用途が定まらない場合には、定常的な施設の状況として一定期間の平均的な利用者の状況により判断する考え方を周知する。

〔高齢者に係る社会福祉施設等では、同様の事態がある場合の一定期間として 3 ヶ月程度を目安とする予定であること。〕

II スプリンクラー設備の設置を要しない場合について

- 1 障害支援区分の認定調査項目のうち、障害支援区分4以上で改正消防法施行規則第12条の3に掲げる6項目のいずれにも該当しない者の数と障害支援区分3以下の者の数との合計が利用者の2割以上の施設は、スプリンクラー設備の設置を要しないものである旨を周知する。
- 2 利用者の入れ替わりや障害支援区分変更によりスプリンクラー設備の設置を要するかどうか定まらない場合には、施設の定常的な状態として一定期間の利用者の状況を確認する考え方を周知する。
- 3 障害支援区分の設定がない障害児支援施設及び救護施設にあつては、以下のように取り扱う旨を周知する。

ア 障害児入所施設

○ 認定調査項目に代わる判断基準

「学齢期以上で、介助なしで通学又は日中活動支援への参加等のための外出ができていないかどうか」の判断基準によること。

○ 確認の流れ

- ・ 各施設で判断基準にするか入所者リストを作成し、都道府県等（都道府県、指定都市、児童相談所設置市）に提出する。
- ・ 報告を受けた都道府県等は、提出されたリストの内容について、必要に応じ入所の措置をとらせるかどうかの判定をしている児童相談所にも協力を求めた上で立入り調査等を行って確認し、自力避難が可能な児童数を記載した書面を施設に交付する（リストの内容と確認結果が異なる場合は、リストを修正させ再確認後に書面を交付）。

* 都道府県は、児童福祉法に基づき施設の設置認可（報酬支払いに関する指定）及び指導監督の権限を持ち、指定基準や消防法令に定める防火基準を遵守させる業務を行うこととなっていることから、「避難の困難性」の内容確認も行うこととしているもの。

なお、大都市特例により、指定都市及び児童相談所設置市は、認可・指定・指導監督等の業務を行うこととされており、本件業務も実施するかたちになる。

* 上記確認は、すべての入所児童に対して行わなければならないものではなく、消防庁から示す基準（2割が介助がなければ避難が困難な者に該当しないこと）に沿って、当該施設ではスプリンクラー設備が必要ないということを証明するのに必要な人数の確認で足りるものとするを想定している。一方、入所者のほとんどが重症心身障害児であるようなケースでは、スプリンクラー設置は必須と考えられるため、確認作業を要さない。

イ 救護施設

- 原則として、障害支援区分の認定を受けることにより認定調査項目を確認する。
- 施設関係者により認定調査項目に該当するかどうかを調査し、救護施設の担当部局へ提出する。
 - * 確認の方法は障害児支援施設に準じた方法を調整する。
- 4 認定調査項目の確認は、入居者又はその委任を受けた者が市町村へ開示請求することにより行う必要があるため、厚生労働省から市町村担当部局宛に主旨や申請があった場合の対応について周知をお願いする。
- 5 改正消防法施行規則第 12 条の 2 で規定する防火区画、内装制限又は火災時に火災の影響が少ない時間内に屋外へ避難できる構造の施設はスプリンクラー設備の設置を要しないとされるが、同等の構造のものとして、個別の施設状況により特例として認められると考えられる要件を提示する。
- 6 運用上の疑義については、引き続き関係省庁や関係団体と意見交換等を行う。